



# 鳥取県公報

令和5年4月21日（金）  
第9491号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結（213）（行政監察・法人指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（214）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（215）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（216）（農業試験場）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（217）（園芸試験場）・・・・・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業者の指定（218）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（219）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（220）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（221）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（35）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示（1）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 5
	警備業法に基づく検定の実施（2件）（〃）・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	落札者の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

# 告 示

## 鳥取県告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 倉吉市大原637-3  
氏名 牧野 芳光
- 2 契約期間の始期 令和5年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 932万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

## 鳥取県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	グループホームは たがさき	米子市旗ヶ崎六丁 目2-57	認知症対応型共 同生活介護	令和5年4月 1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	グループホームは たがさき	米子市旗ヶ崎六丁 目2-57	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	令和5年4月 1日

## 鳥取県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、灘手土地改良区の定款の変更を令和5年4月11日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第216号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月21日

鳥取県農業試験場長 岡 本 英 裕

- 1 委託の相手  
鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

**鳥取県告示第217号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月21日

鳥取県園芸試験場長 八 田 辰 也

- 1 委託の相手  
地方卸売市場倉吉青果株式会社  
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社  
地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場  
鳥取いなば農業協同組合  
鳥取中央農業協同組合  
鳥取西部農業協同組合
- 2 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

**鳥取県告示第218号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社大福	デイサービスだいふく	倉吉市清谷町一丁目163-3	令和5年4月18日	通所介護

**鳥取県告示第219号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 悠々	ふれあいクリニックやざき	米子市米原九丁目3-10	令和5年4月10日	令和5年3月31日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第220号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 悠々	ふれあいクリ ニックやざき	米子市米原九 丁目3-10	令和5年4月10日	令和5年3月31日	介護予防居宅療 養管理指導

**鳥取県告示第221号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 澤 尚 之 西伯郡伯耆町吉定421

令和5年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 松 田 孝 義 西伯郡伯耆町吉定244

令和5年4月1日就任 任期 令和7年4月18日まで

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第35号**

令和5年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年4月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和5年4月24日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 選挙の同時施行について
  - (2) その他

**海区漁業調整委員会告示****鳥取海区漁業調整委員会告示第1号**

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年4月21日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板 倉 高 司

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、令和5年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

- 1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（令和5年4月21日付第202300014194号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなければならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

**公 告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年4月21日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和5年5月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

## 6 携行品

筆記用具

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年4月21日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

## 1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

## 2 実施日時

(1) 学科試験

令和5年7月26日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和5年8月26日（土）午前9時から午後5時まで

## 3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

## 4 受検定員

5名

## 5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
令和5年6月19日(月)から同月23日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署  
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面  
(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面  
(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉  
(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面  
(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法  
(1) 検定手数料 14,000円  
(2) 納付方法  
(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 11 その他  
(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。  
(2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。  
(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年國家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年4月21日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時  
(1) 学科試験  
令和5年7月26日(水)午前9時30分から午前11時まで  
(2) 実技試験  
令和5年8月27日(日)午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所  
(1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室  
(2) 実技試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部
- 4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和5年6月19日（月）から同月23日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月21日

鳥取県立厚生病院長 花 木 啓 一



- |                        |                                      |
|------------------------|--------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 鳥取県立厚生病院で使用する灯油の供給 予定数量 556キロリットル    |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                               |
| 3 落 札 日                | 令和5年3月24日                            |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 山陰石油株式会社<br>米子市末広町127                |
| 5 落 札 金 額              | 1キロリットル当たり 88,165円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 令和5年1月31日                            |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                             |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局総務課<br>倉吉市東昭和町150         |